

第144回消費者相談担当者講習会（オンライン）開催のご案内

標記講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により開催しています。テーマ・講師は別紙の通りです。本講習会は、オンライン（Zoomウェビナー）による開催となります。ご参加のお申込みをお待ちしております。

記

【日時】令和6年9月24日（火） 13:05～16:00

【受講方法】オンライン（Zoomウェビナー）

※事前にURLをメール連絡し、配布資料を郵送いたします。

※質疑応答にはZoomのチャット機能を使用いたします。

【申込方法】以下の申込票を9月10日（火）までにFAXするか、WEBフォームにてお申込みください。

【参加費】会員：3,000円/1名様・会員外：6,000円/1名様

※申込票を受理後、申込連絡者の方宛に請求書を送付しますので指定口座（請求書に記載）に9月17日（火）までにお振込みください。

【ご注意】録音・録画、資料の2次利用はご遠慮ください。資料郵送後のキャンセルはご容赦ください。

【ご連絡先】（公社）日本訪問販売協会 事務局

Tel. 03（3357）6531 Fax. 03（3357）6585

WEBフォーム <https://jdsa.or.jp/144seminar/>

第144回消費者相談担当者講習会 申込票

（令和6年 月 日）

企業・団体名（会員・会員外）※該当する方に○を付してください。	申込連絡者氏名
ご住所 〒 _____	部署等
	電話番号
メールアドレス	請求書の送付方法 ※希望する方に○を付してください。 (郵送 ・ 電子メール)

参加者氏名	部署等	メールアドレス ※必ずご記入ください	参加費
			円
			円
			円
参加者合計 名		参加費合計	円

※上記のご住所以外に資料の送付を希望される方は、本欄に御名前と送付先をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は本講習会の受付・連絡・運営に使用いたします。

第144回消費者相談担当者講習会

開催日：令和6年9月24日(火) 13:05～16:00

会場：(公社)日本訪問販売協会

方法：オンライン開催

テーマ及び講師：

13:05～ 開会

13:10～ 認知症状の発症が懸念される販売員への対応について (60分)

中村・椎名法律事務所 弁護士 野中 大輝 氏

当業界には、企業と業務提携契約を結び販売業務等に携わる「個人事業主の販売員」が多数存在する。定年制がないので、健康に支障がなければ、長く販売活動を続けることができる。しかし、近年、販売員の高齢化がすすみ、企業の担当者を悩ます新たな問題が浮上している。高齢販売員の認知症状の発症がその一つである。周囲の者が気付き指摘しても、本人は物忘れ程度にしか捉えていない場合がある。症状が進行し、いざ顧客に大きな迷惑をかけるのではないかと心配するが、会社としては、長年にわたり、功績の高い古参の販売員を強引に辞めさせるようなやり方はできない。とはいえ、本人や家族などに相談するも適切な方法が中々みつからない。このような事例に対し、企業として、法的に問題がない対処とはどのようなものか、販売員との契約条項やルール等をどのように整備したらよいかを検討し適切な対応の在り方を考える。

※上記テーマについて事前にご質問等がありましたら9/13(金)までに事務局宛にご連絡ください。

<質疑応答>

14:10～ <休憩 20分>

14:30～ 特定商取引法基礎講座①－訪問販売の規制のポイント－ (90分)

高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏

特定商取引法(以下「法」という。)では、訪問販売を「営業所等において商品等の契約を締結すること(法第2条)」と定義している。この定義に該当する勧誘や販売を行う事業者は、法第3条以降の関連規定を遵守しなければならない。関連する主な規定とは、訪問販売における氏名等の明示(法第3条)、再勧誘の禁止等(法第3条の2)、書面の交付(法第4条、法第5条)、禁止行為(法第6条)、合理的な根拠を示す資料の提出(法第6条の2)、指示等(法第7条)、販売業者等に対する業務の停止等(法第8条)、役員等に対する業務の禁止等(法第8条の2)、契約の申込みの撤回等(法第9条)、通常必要される分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等(法第9条の2)、契約等の承諾の意思表示を取消し(法第9条の3)等である。また、以上の行政規制や民事ルールのほか罰則の規定もある。本テーマでは、以上の訪問販売の規制について基礎的な内容の解説を行う。

<質疑応答>

16:00 終了